

○農林水産省告示第601号

食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第3条第1項及び食品流通構造改善促進法施行令（平成3年政令第256号）第7条の規定に基づき、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を次のように定めたので、同法第3条第5項の規定により公表する。

平成26年4月22日

農林水産大臣 林 芳正

食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針

食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。

一方で、食品の流通部門については、国内的にも国際的にも大きな状況の変化が生じており、こうした変化を踏まえてその構造改善を図っていく必要がある。

我が国においては、少子・高齢、人口減少社会を迎えたことによる世帯員数の減少と高齢者世帯の増加や女性の更なる社会進出等、社会構造が大きく変化してきており、今後もこうした傾向が継続するものと予想される。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生等、様々な食の安全をめぐる問題の発生を受け、国民の食の安全に対する関心が高い状態にある。

こうした状況を背景に、世帯構造の変化に伴う、販売単位の小口化、中食の需要増加や調理が簡便な食品を提供する総菜宅配の事業への活発な参入、利便性を求める消費者ニーズに対応したドラッグストア等による食品販売部門への参入、コンビニエンスストア等による金融サービスを含めたワンストップサービスの展開、食の安全やこだわりといった消費者意識を反映したインターネット等による販売の増加、有機食品等の品揃えに配慮した店舗展開等が見られるところである。

国際的には、世界的な人口増加、中国やインド等での所得水準の向上、バイオ燃料の拡大等により農産物の需要が増大する一方で、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等により、農産物の供給が不足するのではないかとの懸念が生じている。

このような状況において、我が国の食料自給率を高め、平成32年度に供給熱量ベースの食料自給率を50%、生産額ベースの食料自給率を70%とする目標を確実に達成していくためには、生産面では、水田をはじめとした生産資源を最大限活用するとともに、消費面では、消費者の理解を得ながら潜在的需要の掘り起こし等を進め、消費者や食品産業事業者が国産農産物が選択されるような環境を形成することが必要である。

また、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加から、今後更なる成長が期待される海外の食市場に向けて、日本食材の活用推進及び「食文化・食産業」の海外展開と併せて国産農林水産物の輸出拡大を図っていくことが求められている。

食品の流通部門は、一義的には、関係事業者による創意工夫とその努力により発展してきており、今後とも民間主導による業界発展の構図は基本的に変わらないものの、流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備等、政府として取り組むべき課題も少なくない。

第4次となる「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（平成19年4月12日農林水産省告示第492号）が策定されて以後、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）では、フードチェーンにおける取組の拡大、フードチェーンにおける連携した取組の推進等として食品流通施策が掲げられ、第9次の「卸売市場整備基本方針」（平成22年10月26日農林水産省策定）等において食品流通に関する施策の方向性が打ち出されているところである。

また、「食品産業の将来ビジョン」（平成24年3月27日農林水産省策定）では、食品産業が将来にわたって持続的に事業活動を展開していくためには国内市場の振興等を戦略的に行っていくことが重要であり、その際、様々な規模、業種の事業者が自らの取組の方向性を定める上での共通の視座として「消費者」、「地域」、「グローバル」の3つを組み合わせることで今後の戦略を明確化するといった、食品産業の目指すべき方向性が打ち出されているところである。

さらに、「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月28日中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループとりまとめ）では、発災時の緊急支援物資の供給不足を想定すると、商業流通の維持や早期回復が不可欠であり、個々の事業者の対策とともに、関係者の連携の維持が必要であることが明記され、「国土強靱化の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」（平成25年8月8日国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議決定）では、食品サプライチェーンを構成する事業者間の連携・協力体制の構築、事業継続計画（BCP）の策定等の対応方針が打ち出されているところである。

これらを踏まえつつ、本基本方針では、食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）の目的である流通機構の合理化と流通機能の高度化という観点から横断的に整理しつつ、来るべき5年間を見据え、政府として、食品の流通部門の構造改善を促進するための施策の方向性を提示するものである。

第1 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

食品の流通部門は、その用途と商品の特性から、産地から消費者への生鮮食品の流通、産地から食品製造業者、外食業者といった加工・業務用需要者への生鮮食品の流通、食品製造業者から消費者への加工食品の流通の3つに大別され、各流通には輸入品が加わる。

〔産地から消費者への生鮮食品の流通〕

産地から消費者への生鮮食品の流通は、全国各地の農林漁業者から供給される短期的に流通量の変動し、保存性が低い農林水産物を、全国各地に鮮度を保持しつつ、短時間で大量に輸送させる必要がある。この流通においては、商品の迅速な集荷、分荷や適正な価格形成が重要であり、その役割の多くを卸売市場が担っている。しかし、各商品の流通の広域化や取引の多様化、鮮度の良い食品を求める消費者ニーズ等に対応しつつ、生鮮食品を消費者に安定的に供給していくためには、安全で効率的な卸売

市場流通への改革が必要である。また、消費者に直に接する食品小売業においては、世帯構造の変化等に応じ、コンビニエンスストアによる生鮮野菜・カット野菜販売の動きや、食品スーパー等による食品宅配サービス展開の動きが広がりを見せているほか、地産地消や6次産業化の取組として、生産者が直売所や自らが経営する観光農園、レストラン等を活用して農林水産物の販売を行うなど、流通経路は多様化しており、それぞれのニーズに応じた取組を行う必要がある。

〔産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通〕

産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通のうち、食品製造業者や大規模な外食業者（以下「食品製造業者等」という。）への流通は、これら事業者による輸入、農協等の生産者サイドとの直接的取引や卸売市場からの原料調達が主体である。一方、多くの外食業者への流通は卸売市場を経由したものとなっている。このような中、生産者が、価格や数量・品質の安定性等において、食品製造業者等のニーズに十分応え切れていないことから、加工・業務用需要者に仕向けられる国産農林水産物の割合は近年低下傾向にある。

その一方で、消費者の国産志向への対応や製造する食品の高品質化といった目的のほか、平成20年秋のリーマン・ショック以来の円高の是正を受けた国産農林水産物の割安感もあり、食品製造業者が国内調達を増やす動きも広がっている。さらに、中食を含む加工食品の消費が増加する中で、食品製造業者等のニーズに十分応え、この分野における国産原材料比を引き上げることが重要であることから、加工用での、家計消費には向かない規格の利用といった実態も踏まえた、需要先に応じた多様な規格への対応、定時・定量の出荷、さらには6次産業化の取組として生産者自らによる一次加工品や最終製品の製造とその際の高度な品質管理等、実需者である食品製造業者等と生産者の連携を、卸売市場を介したものも含め強化する必要がある。

〔食品製造業者から消費者への加工食品の流通〕

食品製造業者から消費者への加工食品の流通は、一定程度保存性のある加工食品を需要動向に合わせて流通させるものであり、食品製造業者から、直接又は卸売業者を介して、これら事業者等が各地区に整備した配送センターを経由して、小売業者の各店舗に配送している。個々の事業者において、配送センターの省力化、多温度帯対応のトラックでの配送、複数事業者から委託された運輸業者による混載での配送等の省コスト化が進められているが、事業者により配送用容器の規格が異なるなど、合理化を必要とする部分がある。

また、近年では、食品販売業者の独自企画又は食品製造業者との共同開発によるプライベートブランド商品が、その価格訴求力や他社との差別化を図る新たな付加価値等をもってシェアを伸ばしており、多くの加工食品の分野で市場が拡大すると見込まれている。今後は、開発・改良を通じた顧客満足度の向上と、両事業者による信頼関係の構築を通じた利益の確保が課題である。

さらに、高齢化社会が進行する中で、国民の健康に対する関心の高まりに食品産業界が応えられるよう、食が健康に及ぼす影響を科学的知見として情報の蓄積を図り、これを活用することで、健康食、病院食等の分野における新たな商品・サービスの提供につなげていく必要がある。また、今後団塊の世代が後期高齢者に移行していく中で増加すると見込まれる要介護認定者等のニーズに応えられるよう、食味、食べやす

さ、栄養等に配慮した介護食品の市場拡大を図っていく必要がある。

なお、大別した3つの流通において、消費者の食の安全への関心に応えていくための食品に付随する情報の伝達や、各段階における流通コストの削減を図るための容器の規格、取引情報の統一化といった社会基盤の整備は、共通する課題であり、事業者間又は業種間の連携を強化し対応する必要がある。

以上のような認識に立脚し、流通機構の合理化及び流通機能の高度化を図るための構造改善を促進する取組を行う。

1 流通機構の合理化のための構造改善

食品の流通部門においては、事業者間競争の中で、合理化が図られているものの、事業者の更なる取組や異業種を含めた広範囲の連携を推進し、流通機構の合理化を図っていく必要がある。

(1) 6次産業化を通じたバリューチェーンの構築

これまでの食品の流通機構においては、大量消費に対応した流通の効率化等が優先され、1次産業が生産する農林水産物の持つ価値を、2次産業、3次産業の各段階で増幅し、消費者の求める商品として供給するという価値連鎖（バリューチェーン）がうまく結合されてないとの指摘がある。また、このような食に関するバリューチェーンの構築を考えると、今後、人口減少・少子高齢化の進行により国内の食市場の規模が縮小していく中で、これまでと同様の消費構造を踏まえた流通だけでなく、着実に増加する高齢者に対応し、病気を未然に防ぐ効果が期待できる機能性食品や介護食品等、新たな食に関する商品やサービスに対応した流通を行うことが重要である。

さらに、このような食のバリューチェーンを構築するためには、農林水産物の持つ価値をよく知る農林漁業者が、食品製造業者、食品販売業者だけでなく、これまで接点の少なかった医療、福祉分野等の様々な異業種の関係者との連携を図る6次産業化の取組を推進し、イノベーションを誘発しながら、新たな市場の創造等に取り組んでいくことが必要である。また、このことが農山漁村等における所得の維持や雇用の確保にもつながっていくこととなる。

(2) 流通の各段階におけるコスト削減

経済のグローバル化に伴い、食品を含む大量の物資の国境を越えた流通が活発化している中で、国産農林水産物の安定した供給体制を構築するには、実需者である食品産業及び消費者のニーズに応えつつ、効率的な流通を指向していく必要がある。

効率化やコスト削減に向けた努力は日常的に民間において行われており、例えば、一部量販店に係る取引においては再利用可能な「通い容器」の定着が進んでいるが、食品流通の取引全体では、その普及はまだ進んでいない状況にある。

また、消費者の求める情報が多様化し、売り手と買い手との間で伝達される情報量が増加傾向にあることに伴い、その伝達・確認に伴う作業量も膨大になっており、これが効率的な物流の阻害要因の一つとなっている。

このため、このような課題に対応して、物流の効率化・合理化や情報伝達の

円滑化に大きな効果が期待できる取組を促進することにより、流通の各段階におけるコスト縮減を実現する。

(3) 多角的な流通経路の形成

社会構造や消費者意識の変化、有機・減農薬農業等消費者の多様なニーズに対応した農業生産活動の展開、情報技術を始めとした技術革新等を背景に、従来の卸売市場を中心とした流通に加え、量販店等と産地との直接取引、生産者サイドによる直売所の運営、インターネットを活用した生産者からの直接販売等産地と消費者の間に多くの販売経路が形成されている。提供される食品の形態も、消費者の簡便化志向等を背景とした中食・外食を通じた食品の提供や、カット野菜等の形態での提供が増大しているほか、こうした食品を毎日の食材として提供する宅配サービス、とりわけ近年の高齢単身者世帯数の増加等から総菜宅配の取組が拡大するなど、多様な流通形態の展開が見られる。また、食品製造業では、国産農林水産物の品種や数量が加工用の需要と一致せず、食品製造業者は、その原材料を海外に求める場合も多いものの、消費者の国産志向を踏まえ、規格指定による契約栽培により産地との直接取引を進める動きや、食品製造を含めた食品産業事業者自らが原材料である農産物の生産に乗り出すといった動きも見られる。

我が国では、多種類、多品種の農林水産物が各地で生産されており、これらを確実、安定的かつ効率的に全国の消費者まで流通させる上で、卸売市場流通は基幹的な役割を果たしている。卸売市場については、輸入品等の卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、市場経由率が年々低下傾向で推移している。一方で、実需者が調達リスクを回避するため、全量を産地との直接取引とはせず必要量のうち一定量を卸売市場から調達するなど、その集荷機能が評価・活用されている動きもある。一方で、このように食品流通の形態が変化する中で、卸売市場が今後とも我が国の生鮮食品等の基幹的な流通拠点として十分に機能していくためには、卸売市場の整備と併せ、引き続き川下のニーズにこたえていくとともに、国産農林水産物が多く集荷される卸売市場の特性を活かし、今後の輸出促進につながるよう、卸売市場関係事業者による積極的な取組が必要である。

このため、多様な消費者ニーズに適切に対応し、安全で高品質な食品を適切な価格で国民に確実に供給する体制を確保するとともに、よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、外食業者等のニーズに適切に対応するため、それぞれのニーズに応じた多角的な流通の展開を図りながら、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの流通の効率化及び合理化を推進する。

また、特産物として広く認識されている地域性豊かな農林水産物等の地域産業資源が存在するが、こうした地域産業資源を原材料とする製品の開発、生産等を促進することは、農林水産業のみならず商品の開発・生産・販売事業を通じて地域経済の活性化にも寄与するものであることから、産地と食品製造業者や食品販売業者との連携による地域産業資源の活用を積極的に推進する。

(4) 情報ネットワーク化の推進

農林水産物・食品の情報に対する消費者の関心が高まっており、それらを伝

達する重要性が増しているため、事業者間の情報伝達において、食品の原産地やアレルギー物質に係る情報等を含めた商品に付随する情報について、消費者に効率的に正しく伝達し、流通の効率化及び合理化と効果的な情報伝達による商品の高付加価値化を図ることが重要である。

このため、これらに経済性も加味して対応していくためには、クラウド等の情報技術の活用により、現在、部分的に行われている受発注や商品登録、在庫管理、配送、決済の電子化等の取組について、生産から小売に至る一連の流通行程で実施した上で、その情報を共有できるシステムを展開することにより、消費者の食に対する信頼を高めるとともに、流通の効率化及び合理化を図る必要がある。

2 流通機能の高度化のための構造改善

食の安全に対する消費者の関心が高いことを踏まえ、流通段階における鮮度保持機能の向上を図るとともに、食品に係る各種情報の効果的、効率的な提供、発災時等における食品サプライチェーンの確保に取り組むなど、流通機能の高度化を図っていく必要がある。

(1) 食の安全及び消費者の信頼の確保等に資する取組

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を受けて、食品中の放射性物質濃度に関し、平成 23 年 3 月 17 日に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条第 2 号に基づく放射性物質の暫定規制値が設定された。暫定規制値を超えた品目は、生産地域に広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象に出荷制限が行われることとなった。その後、長期的な観点から、より一層、食品の安全と消費者の信頼を確保するため、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果、放射線審議会及び薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品、添加物等の規格基準が改正され、平成 24 年 4 月 1 日より新たに食品中の放射性物質に係る基準値が施行されたところである。

被災地産食品に係る風評は、徐々に収束の方向に向かっているものの、現在もなお残っていることから、消費者の信頼回復に向けた取組に万全を期す必要がある。

このため、適切な検査計画の策定や、必要となる検査機器の整備等によりの確に検査を実施するとともに、消費者に対し、基準値の考え方やその設定方法、基準値を超えた食品が流通しないこと等を分かりやすく伝え、理解を促進するなど適切に対応する必要がある。

また、近年、食の安全をめぐる問題が多く発生しており、食品の生産及び流通過程における安全の確保についても、多くの国民が高い関心を持っている。

このため、農林水産物の生産過程における農薬の適正管理や加工食品の製造過程における HACCP（危害要因分析重要管理点）の導入を進めるとともに、流通過程においても、汚染や品質の劣化の防止等食品の品質保持、安全の確保に資する取組をさらに推進する。

さらに、我が国の農林水産物・食品の輸出促進や訪日外国人旅行客の増加に

向けて、イスラム教の人々が口にすることができるハラールフードについては、製造、流通、陳列、調理等の過程における特別な方法に対応した体制や施設の整備を推進する。

(2) 食品情報の適切な提供の推進

食品小売業は、食品流通の末端を担い、直接的に消費者に情報を伝えやすい立場にあるが、消費者の食の安全に対する関心の高まりから、産地へのこだわりや健康志向等を背景に産地や使用された農薬、生産方法、調理方法、環境保全に係る情報等食に関する様々な情報を求める向きが強い。一方、原材料の流通ルートが多様化、製造の分業化等により、最終製品の食品製造業者や外食業者等に情報が伝わっておらず、消費者に正しく情報を提供できていないとの指摘もある。

また、平成 25 年 10 月にホテルチェーンのレストランで明らかになったメニューにおける食材の種類や原産地等に係る不正確な表示の問題は、その後、ホテルや百貨店、レストラン等のメニューや食品等の表示においても類似の事案が次々に発覚し、消費者の表示に対する信用を損ねる結果となった。

さらに、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づき策定された「第 2 次食育推進基本計画」（平成 23 年 3 月 31 日食育推進会議決定）において、食育を国民運動として推進する中で、消費者との接点を多く有している食品関連事業者等に対し、食に関する分かりやすい情報や知識の提供等の取組が求められている。

これらを踏まえ、消費者ニーズに的確に応えられるよう、食品流通における情報提供機能を強化する取組を推進する。

(3) 安定的な食品提供サービスの確保

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生時には、これまでの想定を大きく超える被害が広範囲に及び、食品産業事業者等の物流インフラ被害といった直接の被災のほか、取引相手の被災に起因して事業活動に支障を来した例等があり、様々な理由により食品流通が停滞し問題となった。このようなことも背景となり、生活インフラとしての食品小売業の重要性が再認識され、また、地域社会に根ざした身近な店舗の存在としても、地方公共団体とコンビニエンスストア等との協定締結が全国的に進むなど発災時に備えた新たな動きも広がり始めた。今後、大規模な自然災害が発生した場合に備え、ライフラインである食品のサプライチェーンを確保することは喫緊の課題となっている。

また、新型インフルエンザ等の新型感染症の発生・流行時には、多数の従業員が欠勤したり、原材料の供給や販売ルートの変更を余儀なくされるなど、事業活動が制約される可能性がある。

このため、不測の事態に備えて、食品産業事業者等が、事業継続に係る対応及び事業者間で連携・協力が可能な事項の検討を進めることで、安定的な食品供給の確保を図る。その際、平時から活用できる対策を確立し、その対策を広く普及することを検討する。

このほか、高齢者の増加や食品小売店の減少等により、食品の購入に不便や苦勞を感じる人口が増加しており、今後ともこの傾向は続くものと見られてい

る。その対応については全国一律ではなく、食品の購入に不便や苦勞を感じる人口の住居分布、社会福祉活動組織や民間事業者の有無等地域の実情に応じ、地域にあった対応が必要である。

このため、このような食品のアクセス問題の顕在化を新たなビジネスチャンスと捉え、地域の実態を踏まえた食品提供サービスを確保することにより、食品の購入に係る不便や苦勞の改善を図る。

第2 構造改善事業の実施に関する基本的な事項

前項で述べた基本的な方向に則し、法第2条に掲げられた食品生産製造等提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業、食品商業集積施設整備事業及び新技術研究開発事業について、以下のとおり実施するものとする。

1 食品生産製造等提携事業

(1) 目標

多様化・高度化する消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するとともに、農林水産物を地域資源として最大限に活用するため、農林漁業の生産活動と食品の製造活動・販売活動を直接結びつけ、併せてこのために必要となる施設の整備を促進することにより、食品の製造・加工・販売段階における消費者ニーズの適確、迅速な把握及び農林漁業の生産段階への提供、消費者ニーズに対応した食品の生産及び製造・加工又は販売を図ることを目標とする。

(2) 内容

ア 食品製造業者等と農林漁業者等が、(ア)及び(イ)の措置を実施するとともに、必要に応じて(ウ)の措置を実施するものとする。

(ア) 食品製造業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品製造業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする農林水産物の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ農林漁業投資に関する取決めを締結する。

(イ) 食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

農林水産物生産施設若しくは農林水産物生産共同利用施設の整備、農業生産法人への出資、食品製造業者等と農林漁業者等とが共同して行う農林漁業関連事業法人の設立のための出資又は農林漁業者若しくは農業協同組合等の所有する食品製造用資産の取得を行う。

(ウ) (イ)の措置と併せて実施する食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置又は品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品の製造若しくは加工業務用施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

(イ)の措置を行う場合に当該措置を効果的に実施するために必要かつ不可欠な施設を整備する。

イ 食品販売業者等と農林漁業者等が、(ア)及び(イ)の措置を実施するとともに、必要に応じて(ウ)の措置を実施するものとする。

(ア) 食品販売業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品販売業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする食品の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ取決めを締結する。

(イ) 食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品の鮮度等の品質を生産から小売に至る一連の流通过程において保持・管理するために必要となる集出荷施設、処理加工施設、保管・配送施設、販売施設、情報処理施設等を整備する。

(ウ) (イ)の措置と併せて実施する品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品販売業務用施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品販売業者が多様化・高度化する消費者ニーズを適確に把握し、対応するために必要となる処理加工施設、情報処理施設又はアンテナショップ、冷蔵ショーケース等の販売施設を整備する。

2 卸売市場機能高度化事業

(1) 第1号の事業

ア 目標

流通の各段階におけるコストの縮減を図り、また、食の安全に対する社会的要請及び食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化に対応した物流や卸売市場業務の合理化・効率化、コールドチェーンの確立等品質管理の向上に必要な施設・体制の整備等により、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標とする。

イ 内容

次の措置のすべて又は相当部分を実施するものとする。

(ア) 食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置
適正な品質管理を行うための施設整備を推進し、卸売市場における品質管理の高度化を図る。

また、産地、卸売市場、小売等各段階での合理化を通じた産地から小売までの流通コストの低減のために必要となる自動仕分搬送保管施設の整備、一貫パレチゼーション等を推進するとともに、多様化する消費者ニーズに対応するために必要となる加工・調製施設等を整備する。

(イ) せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

せりの機械化等卸売市場の業務の処理体制の合理化及び卸売市場に集積

される種々の情報の分析・提供等を通じた産地・小売への利便の増進等のための施設の導入等を図る。

(ウ) 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

研修施設等の整備、研修会の実施等により、品質管理を向上させるためのノウハウ等卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上を図る。

(エ) 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等を図るための措置

他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け、異なる卸売市場の卸売業者間の資本提携による支配関係の構築又は仲卸業者の共同事業による営業権の買取り若しくは残存する事業者の事業の多角化により、経営の改善・強化を図る。

(2) 第2号の事業

ア 目標

一定の流通圏において、そこに所在する卸売市場全体として業務運営の合理化・効率化等を推進し、地域における生鮮食品等の円滑かつ効率的な流通体制を整備するため、地域における生鮮食品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場との統合や、連携した集荷・販売活動等を推進することにより、食料供給コスト縮減とともに、地域の卸売市場の機能の高度化を図るものとする。

イ 内容

(ア) 以下の要件に該当する地方卸売市場の開設者（以下「事業主体」という。）が、(イ) の措置を実施するものとする。

a 直近の取扱金額が 50 億円以上であるか又は卸売場面積が 3000 m²以上である地方卸売市場であって、都道府県卸売市場整備計画において地域における生鮮食品等の集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場に位置付けられているものであること。

b 第2号の事業と併せて第1号の事業が実施される地方卸売市場であること。

c 次の事項を業務規程において定め、都道府県条例で定めるところにより、新規開設の場合にあつては都道府県知事の開設の許可を、変更の場合にあつては都道府県知事の承認を得ることにより、地域拠点市場としての条件を整備している地方卸売市場であること。

(a) 純資産基準額、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率、資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率その他卸売業者が遵守すべき財産の状況に関する基準

なお、その基準は、中央卸売市場と同等の水準とすることを基本とし、純資産基準額については、卸売業者の純資産基準額（昭和46年6月30日農林省告示第1028号）に、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率等については、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第32条に定める基準額等に準じたものとする。

- (b) 毎事業年度の業務及び財産の状況を記載した書類の備付け及び閲覧に関する事項、帳簿の区分経理に関する事項、販売の委託の申込みに対する引受けの拒否の禁止に関する事項、毎日の卸売の数量及び価格の公表に関する事項その他卸売業者が遵守すべき事項
- (イ) 事業主体は、地域拠点市場としてのリーダーシップを発揮しつつ、周辺の地域に所在する卸売市場と連携して、(1)のイの(ア)から(エ)までに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することにより、当該地域の卸売市場全体の機能の高度化を図るものとする。

3 食品販売業近代化事業

(1) 目標

高齢化や単身世帯の増加、限界集落や購買者数の減少が進む都市部における小売店舗の撤退等の社会構造の変化、多様化する消費者ニーズや食の安全に対する関心の高まり等に対応するとともに、食品のアクセス改善、農林水産物に係る価値連鎖、流通の各段階におけるコストの縮減、大規模地震の発生時等でも機能する食品供給の体制整備を推進するため、事業の共同化を進めつつ、新たな技術や手法の導入を含めて、インターネットを活用した販売、総菜宅配等多様な食品供給の展開や電子商取引システムの導入、衛生管理の強化等により、食品販売業の業務の合理化及び機能の高度化等を図ることを目標とし、併せて、環境負荷の低減を図る観点から、廃棄物処理機器、省エネ機器等の導入を促進する。

(2) 内容

ア及びイの措置を実施するとともに、必要に応じてアの措置と併せてウ又はエの措置を実施するものとする。

ア 食品の販売に係る業務の一部の共同化

仕入れ、仕分、処理、加工、保管、配送、衛生、廃棄物処理、受発注処理、電子データ交換、後継者育成、宣伝等食品の販売に係る業務のうちいずれかの業務についての共同化を図るものとする。

イ アの措置を実施するために必要な施設の整備

共同仕入配送センター、共同処理加工施設、共同倉庫、共同冷蔵庫、共同冷凍庫、共同廃棄物処理施設、共同情報処理施設、共同研修施設、共同会議施設等の施設を整備する。

ウ 食品品質管理施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他食品の販売に係る業務用施設の近代化を図るための措置

冷蔵庫、冷凍庫、多温度帯輸送車、活魚槽等の品質管理施設、自動荷さばき施設、荷受け施設等の荷さばき業務施設、廃棄物処理施設等の環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保を図るための施設等を整備する。

エ 経営管理の合理化、取引関係の改善その他食品の販売事業に係る経営の改善を図るための措置

情報機器の導入等による在庫管理、品揃えの適正化等経営管理の合理化、適正な価格による取引の確立等取引関係の改善、食品に関する情報提供等消

費者ニーズに対応した機能の高度化その他後継者の育成、職員の福利厚生
の充実等を図る。

4 食品商業集積施設整備事業

(1) 目標

消費者のワンストップショッピング志向、消費者の食品に関する情報提供等
付加的サービス機能へのニーズの増大、食品の小売市場の老朽化等に対応する
ため、消費者利便施設、食品情報提供施設、地域特産食品の展示販売施設等を
備えた食品商業集積施設を整備することにより、消費者の利便の増進、食品販
売業の業務の合理化、地域開発等に資することを目標とする。

(2) 内容

以下の各号に該当する食品商業集積施設を整備するものとする。

- ア 食品販売業者の店舗が5店舗以上集積していること。
- イ 生鮮食品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の販売業者の店舗が存在するこ
と。
- ウ 当該食品商業集積施設における食品の販売の事業を主たる事業として行っ
た者の店舗数の割合が3分の2以上であること。
- エ 中小販売業者の施設への入居に十分な配慮がなされていること。
- オ 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資す
る施設が、原則として、店舗が集積する施設と同一の敷地内に設置されてい
ること。
- カ 食品情報提供施設、料理教室等消費者利便施設及び地域特産食品に関する
展示販売施設を備えていること。

5 新技術研究開発事業

(1) 目標

食品流通の国際化・広域化が進展する中、食品の品質及び安全性に対する関
心の高まり等の消費者ニーズの多様化等に対応するため、「食料・農業・農村
基本計画」及び「農林水産研究基本計画」（平成22年3月30日農林水産省技
術会議決定）を踏まえ、食品の品質管理の適確化・効率化並びに品質の優れた
食品の開発及び食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を行うことに
より、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることを目標とす
る。

(2) 内容

次に掲げる新技術（未だ企業化されていない技術（技術上のノウハウを含
む。）をいう。）の研究開発を行うものとする。

- ア 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための新技
術の研究開発

高精度な温度・湿度管理技術、流通履歴確認技術、機能性成分等の保持技
術、非加熱殺菌技術、有害微生物・微量有害物質等の検出及び制御技術、バ
イオセンサーによる品質の管理技術等の食品の品質の管理を適確かつ効率的

に行うための技術の研究開発を行うものとする。

イ 品質の優れた食品の開発に必要な新技術の研究開発であって、アの研究開発と併せて実施するもの

食品の持つ機能性の解明と評価・利用技術、機能性成分等の分離・抽出技術、アレルギーの失活・除去技術、バイオリアクターによる食品の加工技術等の品質の優れた食品の開発に資する技術の研究開発であって、アの研究開発と併せて行うものとする。

ウ 食品の仕入れ、荷さばき又は配送の合理化その他食品の流通の円滑化に資する新技術の研究開発

食品の出荷の効率化を図るための仕分自動化技術、多品目の生鮮食品の一括輸送を図るための多温度帯一括輸送技術、野菜流通・販売における一貫ばら輸送技術、生鮮食品等における取引情報の効率化を図るための受発注システム等食品の流通の円滑化に資する技術の開発を行うものとする。

第3 食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

1 流通機構の合理化のための構造改善の促進

(1) 6次産業化を通じたバリューチェーンの構築

食品製造業者、食品販売業者等が、農林漁業者とともに互いの強みを生かし、6次産業化の取組を通じてバリューチェーンの構築を図る上では、農林漁業者が食品製造業者、食品販売業者等への原料供給者に留まるのではなく、それぞれが共同で新たな合弁事業体を形成して互いにリスクとリターンを共有するなど、新たなビジネスモデルを構築していくことが重要である。このような事業者間の新たな結合を促進し、流通機構の合理化にもつながるよう、農林漁業成長産業化ファンドの活用等を推進する。

また、このようなバリューチェーンの構築に当たっては、食品産業事業者と農林漁業者との連携という既成概念にとらわれず、医療、福祉等様々な異業種の事業者との連携により革新の思想を持ってイノベーションの可能性を探り、新たな価値創造に挑戦することで、新産業が創出され、国内外で新たな需要・市場が開拓されていくことにも留意しつつ推進する。

(2) 流通の各段階におけるコスト縮減

流通の各段階におけるコストを縮減するため、農産物等に係る生産コストの縮減を図るとともに、実需者及び消費者ニーズを踏まえた流通の合理化及び効率化を推進する。

ア 卸売市場改革の推進

卸売市場については、卸売市場法（昭和46年法律第35号）等に基づく卸売市場の再編・合理化、中央拠点市場とその周辺市場の流通ネットワーク構築による集分荷機能の強化、商物分離電子商取引によるダイレクト物流導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入等により、一層効率的な卸売市場流通を推進する。

イ 物流の効率化

(ア) 通い容器の普及

現在、青果物の輸送においては、ほとんどが段ボール箱によるものであり、通い容器の普及は低位にとどまっている。その要因は、段ボール箱の価格と比較して通い容器のレンタル料に割安感が感じられないこと、物流センターを持たない量販店や青果小売店の通い容器の返還場所となる卸売市場に、回収容器の保管場所や管理システムが未整備であること等が挙げられる。

このため、生産者や卸・仲卸業者、小売業者等に対する普及・啓発を図っていくとともに、卸売市場を中心とする通い容器の円滑な流通を実現するための回収拠点の確保、通い容器の紛失防止システムの確立や、通い容器事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、青果物の輸送における通い容器の本格的な普及を推進する。

また、日配品等を中心とした加工食品については、通い容器が相当程度普及しているものの、管理の方法が確立されていないことから、配送の非効率化を招くとともに、空容器の仕分や保管に多額の経費を必要としている。

このため、現在、関係する団体や企業による「物流クレート標準化協議会」において容器の管理の方法等の検討を行っているところであり、こうした取組と連携しつつ食品全般の配送に係る通い容器の一層の普及を推進する。

(イ) 配送の共同化

食品産業事業者ごとに行っていた配送を共同化することは、車両台数の削減による物流コストの削減のみならず、排気ガスの削減による環境負荷の低減、荷受け作業の混雑回避による物流サービスレベルの向上、都市における道路渋滞の緩和につながるなど幅広い効果が期待される。

配送業務の外部委託が進む中で、複数の食品産業事業者から受託した物流事業者が共同配送を実現しているなどの事例も見られるが、従来からの取引慣行や共同配送に取り組む機会がないなどにより、食品産業事業者主導による共同化の取組は広がりを見せていない。

このような中で、現在、関係府省において、都市内物流の円滑化や環境負荷低減の観点から、共同配送を推進するための施策を講じているところであり、今後、これらと連携しつつ、食品産業事業者における共同配送の取組を推進する。

(ウ) その他

青果物輸送のモーダルシフト（トラック輸送から鉄道輸送等への転換）促進に向け、ロットの確保や帰り荷の確保といった課題の克服に向けた検討を行うとともに、食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者に対する商品情報の伝達機能の強化を推進する。

また、食品産業事業者それぞれの経営戦略の下、流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準）の導入や商品規格書の統一化等によりコスト削減を通じた収益の改善に取り組む。

(3) 多様な流通経路の形成

多様な実需者・消費者ニーズに適切に対応し、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの合理的、効率的な加工・流通経路を構築するなど多様な流通の展開を図る。

ア 卸売市場を核とした加工・物流機能の強化

外食、加工等の業務用需要や消費者の簡便化志向等を反映して、カット野菜、カット果実等に対する需要が増大しており、生産者又は生産者団体においても、こうした需要に応じた取組が進められているが、保存性が低いなど長距離輸送に向かない一次加工品の効率的な加工・調製を行うためには、青果・水産物の流通量の6～7割が集荷・分荷される卸売市場及びその周辺で加工・物流機能の強化を図ることが、その際発生する廃棄物の効率的なリサイクル処理等環境対策の観点からも効果的である。さらに、共働き世帯の増加を反映し、週末に食品販売が集中する現状に対応した、産地から順次出荷される青果物の高鮮度を維持しつつストックする機能が求められている。

このため、関係事業者によるこうした取組を促進すべく、事例等の紹介によりそのメリットの周知を図るほか、関連する施設の整備に関して必要な措置を講じる。

さらに、卸売市場については、中央拠点市場とその周辺市場による流通ネットワークの構築等により集分荷機能の強化を図るとともに、市場関係者が一体となって、実需者ニーズへの対応や消費者ニーズに応える商品づくりのための情報受発信機能の強化、円滑な輸出のための市場内での植物検疫実施等の取組を推進する。

イ 加工・業務用需要に対応した産地と食品産業の連携の促進

国産の青果等は、生食や料理素材向けに生産されることが多く、加工・業務用の需要に対応するものが少ないが、飲食料費の約8割は加工食品の購入又は外食を通じた支出であること等、加工・業務用の需要は大きく、食品製造業者等の中には、加工等の用途に適した品種、品質、数量等を確保するため、産地との契約栽培等による取引関係の構築や農業生産への参入例も見られる。

このため、こうした産地と食品産業との直接の連携、さらに卸売市場も含めた連携は、消費者への安定供給とともに、双方に経営安定等のメリットをもたらすものであることから、このような取組を更に推進する。

ウ 生産者による直接販売

各地で地産地消の取組が見られ、生産者自らが直売所等を通じて、青果、鮮魚等を消費者に直接販売している。こうした直接販売は、生産者と消費者の相互理解の場を提供するとともに鮮度が高いものを供給でき、また、不揃い品や規格外品等の一般の流通が困難であった商品の販売も可能となるといったメリットがある。しかし、取扱いの品目数や数量の確保等が課題となっており、地域の実情や立地条件に適した運営とともに、生産・出荷体制づくりや消費者の農業への理解を深めていく努力が必要である。

このため、地産地消の普及啓発を図りつつ、地域の創意工夫、独創性を基

本に、その取組の支援を行う。

また、小売店との直接取引においては、消費者に対し生産者が特定しやすいこと等により安心感を与えるとともに、近傍であれば流通距離の短縮により高品質の維持と流通コストの縮減をもたらすものとなっていることから、こうした取引関係の構築に係る取組を更に推進する。

エ インターネットを活用した流通経路の多元化の促進

インターネットは、短時間に広範囲かつ大量の情報を入手・配信でき、その利用は国民に広く普及・浸透するとともに、食品流通の分野においてもその活用が広がっている。産地との取引を希望する食品産業事業者への情報提供により新たな取引関係の構築を促進する上で、インターネットは有力な手段である。

また、インターネットによる販売については、消費者が自宅で購入できるなど利便性が高いほか、生産者情報や生産履歴等、信頼確保に係る情報も幅広く提供できるとともに、消費者に直接販売することによる生産者の取組への評価や、商品についての消費者の評価を直接得ることにより、有機・減農薬農業等消費者の多様なニーズに対応した生産にもつながることが期待される。

このため、生産者、食品関係事業者や消費者にとって多くの利点を持つインターネットによる販売の成長に向けた取組への支援を行う。

(4) 情報ネットワーク化の推進

農林水産物や加工食品の価値が正當に評価されるよう、商品の付加価値を高める情報を流過程で欠落させることなく消費者まで伝達するとともに、消費者の食品に対する信頼を高めていけるよう、関係者が連携して行動していく必要がある。

現在、特定の企業間取引に限定して利用されることが多い電子商取引については、広域的な展開を図るとともに、消費者の信頼を確保する観点から、更なる適用商品の拡大等が期待されている。

このほか、生産から小売に至る一連の流過程で情報を共有できるシステムを展開し、流通の効率化及び合理化を図るとともに、情報伝達機能を強化し、消費者の食に対する信頼を高めるため、食品産業事業者の既存のトレーサビリティ・システムを生かしつつ、消費者が真に求める農林水産物・食品の情報について、ビッグデータの取扱いに適したクラウド上に翻訳し、統一した情報として広く利活用できる仕組みの構築を図る。

また、農林水産省が食品産業事業者と協働で消費者の「食」に対する信頼向上や透明性の高いフードチェーンの構築を目指すフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）について、ネットワークへの参加や協働の着眼点の活用等を促すことにより、その普及を推進する。

2 流通機能の高度化のための構造改善の促進

(1) 食の安全及び消費者の信頼の確保等に資する取組

ア 食品の品質管理及び安全確保の推進

トラックによる低温輸送が一般化し、産地から消費地に至る大部分の段階でコールドチェーンが整備されたが、大量の生鮮食品を扱い、価格形成と分配機能を担う卸売市場では、温度管理が十分でないとの指摘がある。

このため、産地から消費地までの一貫したコールドチェーンを展開することにより、高鮮度流通と腐敗等による廃棄量の低減を実現するため、第9次となる卸売市場整備基本方針に基づき、低温卸売場等の整備を促進するとともに、卸売市場における品質管理の高度化に向けた卸売業者や仲卸業者による規範策定を促進する。また、農業者や産地においては農業生産工程を管理し、適正な農業を実践する取組（GAP）が、卸売市場においては品質管理の高度化に向けた規範による食品の安全確保の取組がそれぞれ進められており、流通の最終段階である小売においても同様の取組を推進する。

また、食品の鮮度保持・品質管理の向上、食品の安全の確保等に関する新技術について産学官の連携等による研究開発を促進する。

さらに、平成25年の食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）の改正により、HACCPについて、輸出促進に資するよう取り組む方向性が位置付けられるとともに、その導入に至る前段階の「衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための施設及び体制の整備」（高度化基盤整備）についても支援対象となったことから、これを活用しつつ、食品製造業者による食品の安全性向上に向けた毎日の継続的かつ地道・着実な取組を推進する。

食品中の放射性物質については、農産物等の生産段階では作付制限や放射性物質の移行抑制対策がとられていること、流通段階では基準値を超過する食品が流通しないよう検査と出荷制限が行われていること等を消費者の理解が得られるよう、リスクコミュニケーションを引き続き推進する。

また、イスラム教の人々にハラールフードを供給する上では、豚肉や豚肉由来成分を含む食品等との混在を回避する、食材に豚肉等が含まれていないことを記す英語表記を実施するなどの対応が必要となることから、イスラム関係団体からの講師招へい等を通じた知識習得等による人材育成を図るとともに、イスラム教の人々に対し我が国の高品質な牛肉を提供できるようハラール対応の食肉処理施設の整備を推進する。

イ トレーサビリティ・システムの自主的な導入の促進

消費者の信頼の確保の観点から、生産段階においてはJAグループによる「生産履歴記帳運動」の展開、小売段階においては店頭で生産段階の情報（生産者の写真、所在地等）を提供するなどトレーサビリティに対応した取組の広がりも見られ、流通段階においても更なる広範な取組が期待されている。

このため、流通の各段階において、取引実態に合った仕入先の確認が可能となる方法により、トレーサビリティの普及を図る。

また、消費者が、流通経路に関する情報とともに、農薬の使用状況等生産履歴に関する情報についても多大な関心を抱いていることを踏まえ、低コストでそれら情報が入手可能なSEICAネットカタログの活用を推進し、積極的な生産情報の提供を図る。

なお、トレーサビリティ・システムは、フードチェーンを通じた生産から小売までのロット単位での流通経路情報や、生産・流通履歴情報を継続的に保管・記録し、そこに蓄積された情報を生産者や食品産業事業者等が分析・検討することにより、万一の事故の際の対応や、食品の安全を求める消費者への情報提供を通じた活用に加え、生産技術や経営の改善を図るための資源としての活用も可能となる。

さらに、これらトレーサビリティ・システムに蓄積された情報とともに、これまで流通の各段階において十分に活用されてこなかった消費者が求める付加価値の高い情報をクラウド上に蓄積することで、消費者や食品産業事業者、生産者が利便性の高い仕組みを構築し、商品の高付加価値化を図る取組も期待されている。

また、クラウドを活用した食品の高付加価値化に向け、グランドデザインの策定と実証を行うことで、トレーサビリティ・システムの取組の高度化を推進する。

(2) 食品情報の適切な提供の推進

消費者は、購入しようとする食品の産地や調理方法等に関する正確な情報を強く求めており、食をめぐる消費者との信頼関係を確保していく上で、こうした情報を適切に消費者に伝達していく必要がある。

このため、食品の表示については、平成 25 年に公布された食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に一本化することとされており、同法施行後は同法に基づき、表示について監視・指導を実施するとともに、「外食における原産地表示に関するガイドライン」（平成 17 年 7 月 28 日外食における原産地等の表示に関する検討会とりまとめ）や「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月 27 日豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会とりまとめ）等に基づく、原料原産地表示の取組を推進する。

また、直に消費者に接し、食の選択肢を提供する小売業や外食産業等においては、事業者内部における管理責任体制を明確にするなどコンプライアンス体制の強化を図るとともに、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）のガイドライン等による理解を促進し、同法遵守による表示の適正化に取り組む。

さらに、消費者に対して、食事の望ましい組み合わせ等を分かりやすく示した「食事バランスガイド」（平成 17 年 6 月 21 日厚生労働省・農林水産省決定）の普及を始め、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供といった食育の推進活動に積極的に取り組む。

(3) 安定的な食品提供サービスの確保

震災等の大規模な自然災害や新型インフルエンザ等の感染症等の発生時でも食品のサプライチェーンを維持し又は早期に回復させ、消費者に滞りなく日々の生活に必要な食品を供給できるよう、食品産業事業者の事業継続計画（BCP）の策定・改善を進めるとともに、関係事業者が発災時の食品流通に関して連携して取り組む事項や協力可能な事項等の対応策を協議するなど、サプライチェーン全体での連携を図る。その際、事案に応じた対応ができるようきめ細

かな計画にしておくことや共同配送や受発注システムの共通化等、平常時から物流のコスト縮減につながる取組を推進することで、業界に広く災害時対応の在り方を普及するなどの効果を発現させることも考慮し、食品産業事業者のBCPの策定を支援する手引き等の活用を引き続き推進する。

また、食品の購入に不便や苦勞を感じる高齢者等が食品を円滑に購入できるよう、市町村や自治会組織等の参加を得た、地域の実情に応じた継続的な取組を推進する。

第4 食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項

1 公正な取引関係の確保

食品産業事業者及び事業者団体は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び同法関連法令や優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するために策定された「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会策定）等を遵守し、市場における競争を制限したり、公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分留意する必要がある。特に大規模小売業者にあつては、その購買力の大きさを十分理解し、「不当な経済上の利益の収受等」、「不当な返品」や「納入業者の従業員等の不当使用等」等の禁止行為を定めた、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成17年5月13日公正取引委員会告示第11号）等を十分理解し事業を行う必要がある。農林水産省としても、関係業界等にこれらの周知を図るなど、公正取引委員会と連携を図りつつ、食品の流通に係る取引の透明性が確保され、競争秩序が維持されるよう努めるものとする。なお、食品産業事業者は法令を遵守した事業活動を行うため、社内行動指針の策定や役員及び従業員に対し同法及び同法関連法令等に関する定期的な研修を行うなど周知徹底を図ることが重要である。

また、第2、第3に述べた取組及び事業の実施に当たっては、事業者間又は事業者団体等の共同行為の実施が事業者間の競争阻害とならないようにするとともに、事業活動が拘束されることのないよう十分配慮するものとする。例えば、事業者間での規格の標準化の実施に当たって、当該規格を採用した製品等の販売価格、販売数量等の共同での取決め、標準化活動への参加制限等により競争が制限されること、配送、宣伝等の食品の販売に係る業務の共同化の取組に当たって、事業者間で販売価格、販売数量に係る情報の共有等により競争が制限されること等がないように十分配慮するものとする。

2 個人情報保護

インターネット販売や顧客への情報提供等顧客情報に基づく販売促進は、食品産業事業者における販売戦略上重要であるが、一方で、その漏洩等がないよう厳重に管理することが求められている。高度情報通信社会の進展に伴って個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の保護に関する法律（平

成 15 年法律第 57 号) 等関係法令に基づき、事業者による個人情報 の適正な取扱いがなされるよう、構造改善事業の推進等に当たり十分留意するものとする。

3 環境問題への取組

(1) 食品の容器包装及び食品廃棄物の排出抑制等の促進

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に基づき、食品産業における、廃棄物の発生の抑制、再利用、再資源化、散乱防止及び適正処理等に取り組んでいく必要がある。

食品の容器包装に関しては、レジ袋等の容器包装の使用の合理化について、食品産業事業者（特に、容器包装の使用量が多くかつ代替手段の活用等による容器包装の使用削減の余地が大きい小売業者）に対し、容器包装リサイクル法の内容の周知とその徹底を図り、消費者の理解も得ながら、レジ袋等の容器包装の有償による提供や繰り返し使用が可能な買物袋等の提供を始めとした容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置を推進する。

食品廃棄物等に関しては、流通段階から発生する食品廃棄物等の発生抑制、肥飼料等の原料としての再生利用等の取組を一層促進し、食品ロスの削減と再生利用による食品産業の体質強化と地域活性化を実現することが重要である。

食品廃棄物等の発生抑制については、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となり得るいわゆる 3 分の 1 ルール等の商慣習が存在することから、その在り方について、消費者の理解を得ながらフードチェーン全体の問題として取り組むこと等により、食品ロスの削減を図るものとする。また、通常の販売が困難な食品を N P O 法人等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償で提供する取組であるフードバンクの活動を積極的に支援し、発生抑制を図るものとする。

食品廃棄物等の再生利用等については、食品小売業や外食産業等川下に至るほど分別が困難であること等から、飼料化・肥料化を推進しつつ、異物混入等により飼料化・肥料化が困難なものはメタン化による再生可能エネルギーの創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する食品リサイクルループの構築を図るものとする。

なお、構造改善事業において、容器包装廃棄物や食品廃棄物等の処理、再利用、再資源化等を行う事業が行われる場合にあっては、当該事業に係る構造改善計画が関係地方公共団体の一般廃棄物処理計画又は産業廃棄物処理計画と整合性がとれたものとなるよう配慮するものとする。

(2) 環境負荷の低減等への取組

「総合物流施策大綱（2013-2017）」（平成 25 年 6 月 25 日閣議決定）や流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）等に基づき、環境負荷の低減に資するモーダルシフト、配送の共同化、物流拠点の高度化・効率化等を促進するなど、効率的かつ環境にやさしい物流の実現に向けた取組

を推進する。

4 地域環境との調和

(1) 施設の整備、立地等

卸売市場、食品商業集積施設等の整備に当たっては、道路交通の安全と円滑の確保に十分配慮するとともに、卸売市場、食品商業集積施設等においては集客の規模等に応じて十分な駐車スペースを確保するよう努めることとする。さらに、住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等地域環境等周辺環境との調和に十分配慮するとともに、各種コミュニティ施設、情報提供施設、駐車場等の生活利便施設の総合的な整備に努め、特に、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のバリアフリー化等に十分配慮するものとする。

(2) 都市計画との整合

卸売市場機能高度化事業及び食品商業集積施設整備事業が都市計画区域内において行われる場合にあつては、当該事業に係る構造改善計画が都市計画と整合性がとれたものとなるよう配慮するものとする。